

川西町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱

平成29年3月告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項及び第2項並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1号イの規定に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業の指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 法第115条の45第1項各号に規定する事業をいう。
- (2) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (3) 訪問型サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。
- (4) 通所型サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。
- (5) 介護予防ケアマネジメント 法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。
- (6) 事業対象者 省令第140条の62の4第2号に規定する被保険者をいう。

(訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額)

第3条 訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額は、別表第1及び別表第2に定める単位数にそれぞれのサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。ただし、訪問型サービス費及び通所型サービス費は、別表第1及び別表第2のそれぞれに掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、別表第1及び別表第2に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護用サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

(介護予防ケアマネジメントに要する費用の額)

第4条 第1号予防支援事業に要する費用の額は、別表第3に定める単位数にそれぞれのサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。ただし、介護予防ケアマネジメント費は、別表第3に掲げる費用を算定するもの

とする。なお、当該費用の算定に当たっては、別表第3に掲げる他は、指定介護予防支援に要する費用の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001・老振発0317001・老老発0317001、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

（1単位の単価）

第5条 費用の額の算定に要するサービス区分の単価は、次の各号に掲げる額とする。

- （1）訪問型サービス 10.21円
- （2）通所型サービス 10.14円
- （3）介護予防ケアマネジメントA 10.14円

（単位数の端数処理）

第6条 費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

（第1号事業支給費の支給割合）

第7条 第1号事業支給費の支給割合は次に掲げる割合とする。

- （1）訪問型サービス及び通所型サービス 100分の90
- （2）介護予防ケアマネジメント 100分の100

2 法第59条の2本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に支給する第1号事業支給の額について、前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」、又は「100分の70」とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

（ただし、別表第1の1のク、同表注3の「なお、」以下、注4、注5、注6「なお、」以下、注7「なお、」以下、及び別表第2のシ、ス、同表注7～10、注11の「なお、」以下については、平成30年10月1日から施行とし、それまでの間については、なお従前の例による。）

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。ただし、必要な準備行為は、要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

訪問型サービス費支給単位数表

1 訪問介護相当サービス

- ア 訪問介護相当サービス費Ⅰ 1,172 単位
- イ 訪問介護相当サービス費Ⅱ 2,342 単位
- ウ 訪問介護相当サービス費Ⅲ 3,715 単位
- エ 訪問介護相当サービス費Ⅳ 267 単位
- オ 訪問介護相当サービス費Ⅴ 271 単位
- カ 訪問介護相当サービス費Ⅵ 286 単位
- キ 初回加算 200 単位
- ク 生活機能向上連携加算
 - (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位
 - (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位
- ケ 介護職員処遇改善加算
 - (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからクまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからクまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからクまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
 - (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
 - (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- コ 介護職員等特定処遇改善加算
 - (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからクまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
 - (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからクまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

注1 利用者に対して、指定訪問介護相当サービス事業所（川西町訪問型サービス（第1号訪問事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「訪問型指定基準要綱」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定訪問介護相当サービス（訪問型指定基準要綱第4条に規定する指定訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれの所定単位数を算定する。

ア 訪問介護相当サービス費Ⅰ 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）において1週1回程度の指定訪問型サービス訪問介護が必要とし、月4回を超え

た者

イ 訪問介護相当サービス費Ⅱ 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定訪問介護相当サービスが必要とし、1月に8回を超えた者

ウ 訪問介護相当サービス費Ⅲ 介護予防サービス計画において1週に2回程度を超える指定訪問介護相当サービスが必要とし、1月に12回を超えた者

エ 訪問介護相当サービス費Ⅳ 介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定訪問介護相当サービスが必要とし、1月に4回までの者

オ 訪問介護相当サービス費Ⅴ 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定訪問介護相当サービスが必要とし、1月に8回までの者

カ 訪問介護相当サービス費Ⅵ 介護予防サービス計画においてオに掲げる回数を超える指定訪問型サービス訪問介護が必要とし、1月に12回までの者

注2 利用者がエ、オ及びカの1月の利用回数は、それぞれ4回、8回及び12回を限度とする。ただし、ア、イ及びウの1月の利用回数について、回数を越える月は、それぞれア、イ及びウを選択する。

注3 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてアからケを算定しない。

注4 クの算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取り扱いに準ずる

注5 アからカまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上についてサービスを行う場合は、所定単位数に100分の90を乗じる。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取り扱いに準ずる。

注6 ケについて、所定単位数はアからクまでにより算定した合計の単位数。なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注7 コについて、所定単位数はアからクまでにより算定した合計の単位数。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注8 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 訪問型サービスAのサービス費

ア 訪問型サービスAのサービス費Ⅰ 1,051 単位

イ 訪問型サービスAのサービス費Ⅱ 2,101 単位

- ウ 訪問型サービスAのサービス費Ⅲ 3,333 単位
- エ 訪問型サービスAのサービス費Ⅳ 239 単位
- オ 訪問型サービスAのサービス費Ⅴ 243 単位
- カ 訪問型サービスAのサービス費Ⅵ 256 単位

注1 利用者に対して、指定訪問型サービス事業所（訪問型指定基準要綱第40条第1項に規定する指定訪問型サービスAの事業所をいう。以下同じ。）の従事者等（同項に規定する従事者等をいう。以下同じ。）が、指定訪問型サービスA（訪問型指定基準要綱第39条に規定する指定訪問型サービスAをいう。以下同じ。）を行った場合に、別表第1の1の注1及び注2に準ずるものとし、それぞれの所定単位数を算定する。

別表第2（第3条関係）

通所型サービス費支給単位数表

1 通所介護相当サービス

- ア 通所介護相当サービス費Ⅰ 1,655 単位
- イ 通所介護相当サービス費Ⅱ 3,393 単位
- ウ 通所介護相当サービス費Ⅲ 380 単位
- エ 通所介護相当サービス費Ⅳ 391 単位
- オ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位
- カ 運動器機能向上加算 225 単位
- キ 栄養改善加算 150 単位
- ク 口腔機能向上加算 150 単位
- ケ 選択的サービス複数実施加算
 - (1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480 単位
 - (2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700 単位
- コ 事業所評価加算 120 単位
- サ サービス提供体制強化加算
 - (1) サービス提供体制加算（Ⅰ）イ
 - (一) 週1回程度利用 72 単位
 - (二) 週2回程度利用 144 単位
 - (2) サービス提供体制加算（Ⅰ）ロ
 - (一) 週1回程度利用 48 単位
 - (二) 週2回程度利用 96 単位
 - (3) サービス提供体制加算（Ⅱ）
 - (一) 週1回程度利用 24 単位
 - (二) 週2回程度利用 48 単位
- シ 生活機能向上連携加算 200 単位
 - ※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100 単位
- ス 栄養スクリーニング加算 5 単位
 - ※ 6月に1回を限度とする

セ 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからスまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからスまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからスまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ソ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからスまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからスまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

注1 利用者に対して、指定通所介護相当サービス事業所（川西町通所型サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「通所型指定基準要綱」という。）第5条第1項に規定する指定通所介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定通所介護相当サービス（通所型指定基準要綱第4条に規定する指定通所介護相当サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれの所定単位数を算定する。

ア 通所介護相当サービス費Ⅰ 介護予防サービス計画において1週1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とし、1月4回を超えた者

イ 通所介護相当サービス費Ⅱ 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とし、1月に8回を超えた者

ウ 通所介護相当サービス費Ⅲ 介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定通所介護相当サービスが必要とし、1月に4回までの者

エ 通所介護相当サービス費Ⅳ 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定通所介護相当サービスが必要とし、1月に8回までの者

注2 利用者がウ及びエの1月の利用回数は、それぞれ4回及び8回を限度とする。ただし、ウ及びエの1月の利用回数について、回数を越える月は、それぞれア及びイを選択する。

注3 アについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注4 アについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注5 アについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定

単位数に1月につき240単位を足す。

注6 アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

ア及びウ 376単位

イ及びエ 752単位

注7 オ、カにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象を含むものとする。

注8 キの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取り扱いに準ずる。

注9 シの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取り扱いに準ずる。

注10 スの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取り扱いに準ずる。

注11 セについて、所定単位はアからスまでにより算定した単位数の合計。
なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注12 ソについて、所定単位はアからスまでにより算定した単位数の合計。
算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする、なお、(1)か(2)のいずれかの算定をしている場合において、一方の算定はしない。

注13 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

2 共生型通所介護サービス

ア 共生型通所介護サービス費Ⅰ 1,539単位

イ 共生型通所介護サービス費Ⅱ 3,155単位

ウ 共生型通所介護サービス費Ⅲ 353単位

エ 共生型通所介護サービス費Ⅳ 364単位

オ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

カ 運動器機能向上加算 225単位

キ 栄養改善加算 150単位

ク 口腔機能向上加算 150単位

ケ 選択的サービス複数実施加算

(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位

(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位

コ 事業所評価加算 120単位

サ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制加算(Ⅰ)イ

- (一) 週 1 回程度利用 72 単位
- (二) 週 2 回程度利用 144 単位
- (2) サービス提供体制加算 (I) ロ
 - (一) 週 1 回程度利用 48 単位
 - (二) 週 2 回程度利用 96 単位
- (3) サービス提供体制加算 (II)
 - (一) 週 1 回程度利用 24 単位
 - (二) 週 2 回程度利用 48 単位
- シ 生活機能向上連携加算 200 単位
 - ※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100 単位
- ス 栄養スクリーニング加算 5 単位
 - ※ 6 月に 1 回を限度とする
- セ 介護職員処遇改善加算
 - (1) 介護職員処遇改善加算 (I) アからスまでにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算 (II) アからスまでにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算 (III) アからサにより算定した 1000 分の 23 に相当する単位数
 - (4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数
 - (5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数
- ソ 介護職員等特定処遇改善加算
 - (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) アからスまでにより算定した単位数の 1000 分の 12 に相当する単位数
 - (2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) アからスまでにより算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数

注 1 利用者に対して、指定共生型通所介護サービス事業所（通所型指定基準要綱第 39 条第 1 項第 1 号に規定する指定共生型通所介護サービス事業所をいう。以下同じ。）を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準指定障害福祉サービス等基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）において、指定共生型通所介護サービス（通所型指定基準要綱第 39 条第 2 項に規定する指定共生型通所介護サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれの所定単位数を算定する。

- ア 共生型通所介護サービス費 I 介護予防サービス計画において 1 週 1 回程度の共生型通所介護サービスが必要とし、1 月 4 回を超えた者
- イ 共生型通所介護サービス費 II 介護予防サービス計画において 1

週に2回程度の共生型通所介護サービスが必要とし、1月に8回を超えた者

ウ 共生型通所介護サービス費Ⅲ 介護予防サービス計画において1週に1回程度の共生型通所介護サービスが必要とし、1月に4回までの者

エ 共生型通所介護サービス費Ⅳ 介護予防サービス計画において1週に2回程度の共生型通所介護サービスが必要とし、1月に8回までの者

注2 利用者がウ及びエの1月の利用回数は、それぞれ4回及び8回を限度とする。ただし、ウ及びエの1月の利用回数について、回数を越える月は、それぞれア及びイを選択する。

注3 アについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注4 アについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じる。

注5 アについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に1月につき240単位を足す。

注6 アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。
ア及びウ 376単位

イ及びエ 752単位

注7 オ、カにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注8 キの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取り扱いに準ずる。

注9 シの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取り扱いに準ずる。

注10 スの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取り扱いに準ずる。

注11 セについて、所定単位はアからスまでにより算定した単位数の合計。なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注12 ソについて、所定単位はアからスまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの算定をしている場合において、一方の算定はしない。

注13 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

別表第3（第4条関係）

第1号介護予防支援事業支給単位数表

介護予防ケアマネジメントA（原則的なマネジメント）

ア 介護予防ケアマネジメントA費（1月につき） 431 単位

イ 初回加算 300 単位

ウ 介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算 300 単位